慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	都市近郊村の農業経営に関する一考察
Sub Title	Agricultural management in the neighbouring villages of Edo
Author	速水, 融
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.2 (1955. 2) ,p.115(27)- 132(44)
JaLC DOI	10.14991/001.19550201-0027
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究(第四集) = Historical studies on the villages in the KantoDistrict (part IV) 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550201-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

御知行所村村 惣代出 內尾村名主

妙香村名主 平左衛門

四郎左衞門

上原村名主

八右衛門

右三人工

を用ひた。 資料による確認を經ず推定によつた爲、 かゝる表現

金組二 文中の 疑問なしとしない。 に引け被仰出い間……」と金利の引下が行はた。これと、 利足之儀、是迄壹割半之處、以來金廿五兩に付壹分之利足 周知の如く、 「貮拾五兩壹分」を比較したとき、 天保一三年度に至り、 後者の言葉には 「世上金銀貸借

(註三) してをく。 この表現は、 極めて概括的であることを、 特に附記

(註四) 計は、 九五八雨二分二朱と銀五匁となる。 これは、元金のみであつて、天保一一年迄の元利合

(註五) はなく、我々の目的追求に、 ふ意味である。 こゝで「特徴」と稱したのは、普遍的意味に於てで つの「手掛り」を與へると

有之いニ 之取斗方不行屆之始末相能い心得ニ有之いてハハ佐藤々佐儀 來兼以而此度吉右衛門相斷知行村々ら猶又差可申與申立以而 **い間得與右等之趣勘辨後悔無之樣可致い若又是迄通り地頭所** 差支賄金差出い儀に相違無之いハハ今一應知行所之顧筋聞屆 納得相濟以上者知行所村々引請於江戸表體成金主相賴此後無 面に而其段可申立い將又藤佐立對し喜右衞門儀重々不埓之筋 何執斗致い心得ニ哉其外勝手賄金迚も無差支可差出筈之處出 も 慥成金主無之い而者此上取用ニ不相成い且此度願出い儀知 口書取之其筋江伺之上咎可 輕別致し我儘不法之儀於申立いニ者最早難捨置夫々取調之 同様執成を以相詫喜右衞門在勸之儀相願可遣旨同人が申聞 置い得共喜右衞門井其方とも心得遠之儀此度心底相改是迄 し可申い猶又此節喜右衞門儀退役右一條二付慎罷在以禄申 所村々一統之願ニ御座い哉是亦惣代役人共斗之願ニい哉書 心得違無之様答書可差出い事 者何連ニも當年之內不差出い而者不相濟儀ニ 付藤佐江封書を以直ニ申談遣い處藤佐儀も右ニ付致 申付以間其段無而相心得前勘之 い處右

去ル午年以來當亥年迄六ヶ年之間村々請納取立并村入用帳と

い間書面を以委細御答可申上い事

大河原源兵衞

大河原仙左衞門爾 大河原津三郎

てゐない事實か 左衞門に關す 6 る貸付金竝に貸付證文が のではあるまいか。 緊密な關係を保持 してゐたこ 一通も残

有之いハ この土地は「役人共方ニ而進退仕御年貢御上納仕置譲受人 の未拂分に充當され、 野錢永一六五貨七分七厘に相當する林野は、 畝三〇步、 なつたの 「永之暇 ハ身分相應之寅加金爲相納い樣被 畑・一町四反八畝二八步、屋敷地・五畝四步、 となると同時に、彼の所有地し 他も、 次の如き處分を受けた。即ち、 悉く所在村落に下渡された。 一部分、賄金 一町九反七 彼が

> 關する一考察 都市近郊村の農業經營に

展への途を見出し、又或る場合には逆に助鄕負擔の過重に耐え たし、 得ず荒廢して行つた。又農業經營の上から言えば、 影響は、同時代をみるとき、當然それぞれの村の置かれた政治 多かれ少かれその影響を受けつつ變化して行つた。しかしその する村はその活用によつて市場と直結し、特殊の發展を見出す 位置する村は生鮮野菜類の生産により、 的、經濟的、自然的位置によつて異つている。即ち領主の如何 能性を持つた。 村の經濟的負擔にとつて大きな差異をもたらす要因となつ 又街道や宿驛附近の村は、 時代の關東農村は、中心に位置する江戸の發展に伴い、 或る場合にはそこに商業的發 又、運輸上の利便を有 江戸に近く

嶋郡角筈村に關する研究は、もとよりその素描に過ぎないので質を明らかにせんとするものである。前囘とり上げた武藏國豐 後の農業經營の面をとり上げ、 本稿においてはこの様に種々の性格を持つ關東農村の内、最 もとよりその素描に過ぎないので 前稿に引續き、 江戸近郊村の特

つて視角は何處に置かるべきかについて若干述べてみよう。 村の一般的な姿がそこに示されるとは言い得ない。 しての觀點からすれば、 み入れられてしまう事は既に述べた如くである。從つて近郊農 「近郊村」であり、近世後期に至れば實質的には都市の中に組 かる近郊農村について何が問題とされねばならないのか、 もつと郊外の地域が採り上げらるべきであろう。では一體 江戸の隣接地域の、 むしろ角筈村の主たる顧客となつた様 しかも街道上に位置する特殊な -武巖國豐嶋郡角筈村」 「農村」と

三田學會雜誌第四十七卷第三號所收 拙稿「都市近郊村の諸問題-

近郊農村の定義も確然としたものはない様である。 を要する問題であろう。 村なる概念は、都市の近傍に位置すると言り極めて常識的な域近郊農村の定義も確然としたものはない様である。卽ち近郊農 **う事が如何なる意味を持ち、** を脱していない。 いても、 近郊農村についての研究は今日決して十分とは言えない。 他の部分では異る様な場合もある。都市に近いと言 しかしある分野では近郊農村たる内容を有し 特質となつているのか、當然檢討

言う觀點から戸谷敏之氏の紹介された江戸近傍の練馬附近にお 肥及び集約化に見出されて ける農家の收支計算を通じ、 品生産の最も早く確立したのは大都市近傍の野菜作である」とて問題の所在を明らかにしてみる事とする。古島敏雄氏は、「商 ここで、 敷少い從來の研究から近郊村の農業經營を採り上げ いる。ここで戸谷氏の據る處となつ、雌作における技術發展の方向を施

「柳葊雑筆」について考察を加えてみよう。

- (註一) 古島敏雄著『近世における商業的農業の展開』 二十五年、五五頁。 昭和
- (註三) 二~五四頁。 戶谷敏之著『近世農業經營史論』 昭和二十四年、 Τi.
- (註三) 昭和二十 古島氏前揭書五六頁。 七二九~七三〇頁。 及び同氏『日本農業技術史

(註四) 『日本隨筆全集』、第八卷所收による。

事の可否は十分検討する必要がある。勿論ごく大摑みに、たと 記載が、果して近郊農村の代表的な經營の例として取り上げる 庶民生活の苦しさを描いている。 夫の辛苦を知べし」。この後に工・商について同様の記述をし、にたらず何を以て酒色に費す餘力を得べけんやと云これにて農 **勞働力は夫婦と、農繁期における日雇奉公人一人よりなつて居** 卷に武藏國豐嶋郡徳丸村農夫話として田一町畑五反を耕作する家栗原信充(寛政六年——明治三年)の隨筆であり、その第三 に侵され一二月も怠惰する時は收穫に損ありて醫藥の價に充る り、子供は計算されていない様である。信充はこの様な記述か れているが、表示すれば第一表の如くである。 農家の收支を示している。この内容は既に前掲の著書に引用さ えば野菜を主とする畑作の優位性であるとか、 ら次の如く結んでいる。 弘化二年 (一八四五) 出版された「柳葊雑筆」 「引残る處二三分に足ず故に風寒暑熱 從つて前記の農家につ 多肥農業たる所 なおこの農家の は幕末の著述 いての

第1表 幕末期近郊農家の収支計算

收 入 田1町の收入 畑5反の收入	米20石(籾40石) 麥 6 石 (3 反) 大根 25,000本 (錢 135 貫)	
支 出		100
種肥 大同農日日 夫鹽薪料 (無	米錢米粉錢 金錢金金米 米金金金米 米金金金 1 50 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	3 カジン 単三言名
差引	金 3 兩 金 2~3 分 剩 y	

得るものではない。 様な正確性を要求される收支計算例としては十分その任に堪え から購入肥料の經營費に占める比重の大きさは見出し得る。 かしそれ以上の、 例えば經營内容の他地域との比較と言つた

(誰一) 現在の東京都板橋區德丸町附近。

文に示される如くであるが、近郊村としての特質は、京都の糞選定は近郊村と言う角度からのみなされたものではない事は序 (註二) 今一つの近郊村に開する業績は、同じく古島敏雄氏を中心と われた京都府乙訓郡久我村の調査である。 「柳葊雜筆」 (日本随筆全集第八卷) 尤もこの村の 六八三頁。

都市近郊村の農業經管に關する

の如く考えられる。 を營む地帶としての特質」 の上に立つた蔬菜 と言う觀點から把えられているもの 菜種の作付と言う「商業的農業

(註一) 二頁(序文)參照。 古島敏雄編著『寄生地主制の生成と展開』昭和二十

同書、四十四頁。

點を見出し得る。 しまう。 規定を下 經營の一點に限つても、 は決して作物種類の上にのみ存するものではない。 て近郊村と結びつくものではない。近郊村に對する都市の影響 産される作物種類の上からする事は勿論意味のない ところで、 作物種類から言えば、商品性の最も强い棉作等は決し す事は、 單に作物種類の上から近郊村=商業的農業と言う 近郊農村の特質を把える場合、 逆に近郊村を特に取り上げる意味を失わせて そこには以下に述べる如き種々の問題 範圍を農業 事で 主に生 はな

を要しない。 如く現在迄に近郊村を採り上げる基準となるものであり、 (-) 蔬菜類を中心とする商品作物の生産。これは既に述べた 多言

れば干鰯、油粕等の所謂金肥と異るものではな 上げられて或るのであるが、ここで注意すべきは、下肥と雖も 一定の貨幣を以つて購入する肥料である點で、 いては後に觸れる。 都市下肥の利用。 これについても前者と共に從來もとり 經營の上からみ なおこれに

未だ自由な勞働市場の成立を見ぬ當時においては、この事は簡 必要とする。 單に勧言し得るものではなく、今後における實證的な裏付けを ける雇傭、及び運輸交通等に對する雇傭、都市手工業の手間賃 と見てよい。かかる需給關係のアンバランスは當然勞働賃銀の 仕事に對する屈傭等、農業部門以外への屈傭の機會をより多く 相對的な高騰傾向を存在せしめた事は十分豫想される。しかし **農業の集約化が進めば農業勞働力の需要はむしろ増大するもの** 對的に減少せざるを得ない。しかも、H、臼、等の理由により する。その結果、村内における農業勞働力は他地域と比べて相 奉公人給金の高額。都市に近い事は、その都市自

需要も近郊では多かつたと見られる。隣接地域の武家屋敷の設 土地そのものが絶對的な限界に達し、又商品作物の生産による 定は角筈村の例に見られる如くであるが、荒蕪地の開墾が進み、 利潤の增大は當然小作料・土地價格に影響しなかつたわけでは 小作料・土地價格の高額性。勞働力同様、 土地に對する

て把えらるべきかも知れない。人口出入の增大、水田稻作→畑 ずれも共同體的慣行の崩壞を促進せしめる要因となつた。 への變化、及び金肥利用に伴う採草地、入會地利用の解體は、 共同體的慣行の崩壊。これはむしろ村落構造の變化とし

成するものである。從つて、若しこれらの問題點が、豫想され 以上述べた諸點は、何れも農業經營にとつて重要な條件を形

> る事は當然である。かくして、近郊農村は、現在吾々が視る如 貨幣の投下は、特に都市との關連において非農業部門に多くな 地主による土地集積と言う方向にまで影響して來るかも知れな 期に主眼を置かざるを得なかつた。 る史料の關係からである。又年代の上でも同様の理由から幕末 村とは、主として關東、江戸近郊の農村に限られる。利用し得 の一つの試み以上に出るものではない。なおここに言う近郊農 の意圖も、 れ獨立した問題となり得る內容を有しているからである。本稿 の範圍はごく限定されているし、又どの一つを採つてもそれぞ 與えられるのは現在直ちには不可能であろう。利用し得た史料 ある。勿論是等のすべて、或いはその一つにでも完全な解答が はこれらの諸條件について、 べて先に示した假定の上に立つた幻想にすぎない。本稿の主題 結果となつているのかも知れない。しかし今のところ是等はす く純農村地帶のそれに比較してむしろ貧困な印象を與えられる めるであろうし、 る樣な線でスムースに實證されるとすれば、近郊村における農 い。又如何なる徑路にもせよ、近郊村の農民により蓄積された そう言つたものに對する問題の提起と、その解明へ 一般の農村と異つた形態を示さざるを得ない。 場合によつては通例考えられている様な寄生 地主手作の形態をとる大經營を早く崩壊せし 可能な限り實證せんとするもので

徳川時代の農村における作物種類の檢討は、 村明細帳の記載

る事は危險である。しかし全體的な鳥瞰をなすには最も簡便なる夫々の比重を求める事はできないから、この記載を過重視す 約から、これのみによる断定は不可能であり、 方法であるので、先ず近郊村の村明細帳から作物種類の記載を を用うる事が通例行われている。 してみよう。 勿論この種の史料の有する制 且つ村内におけ

武嚴國豐島郡角筈村、 文政八年 (一八二五) 「村差出明

姓平 姓平日之義へ菜・大根を用ひ申候」「作物之義ハ麥・稗・黍・荏・蕎麥・芋 大根等ヲ 作リ、

寶曆九年(一七五九)「村鑑帳」の儀は收納仕上候得ば薪木拾ひ申候」 「當村農業の間はせんざいもの江戸表に馬附に出 武嚴國多摩郡中野村、 寬延三年 (一七五() し申候、女

安永三年(一七七四)「村鑑帳」 「一農業の間はせんざひもの江戸表に出し商の稼肥し

實曆九年

寛延三年の記載と同様。

十一年(二七九九) 「品々御尋書上帳」(註五)

「一五穀の外(菜、大根、にんじん、芋、茄子、 刈豆、 草箒)多く作江戸江出し商ひ候」 白瓜、牛蒡、

「一農業の間男は前裁物又は薪を伐江戸に出す、

都市近郊村の農業經營に關する一考察

享和二年(一八〇二)「村鑑帳」

帳」 武藏國茬原郡品川宿、元文二年(註4) 「一當村之儀米・麥・大豆等之外格別多作出し物無之候」 (一七三七)

文政七年 (一八二四) 一畠作大麥・小麥・苅大豆・粟・稗・蕎麥・菜・大根・茄 (七年(一八二四)「宿差出明細帳」子・小角豆之類作り申候、多葉粉・染草等ハ作リ不申候」

原郡古市場村の事例である。(駐北)にはやや詳細な記載が見られる様になる。第二表は舊武蔵國在 「一作物之儀、 時代における事例であるが、 米・麥・大豆其外格別多く作出候物無之… 明治初年の物産書上

(註一) 野村兼太郎教授所藏史料。以下特記なき史料はす て同教授所蔵のものである。

(註三) 加藤盛慶著『中野町史』

(註三) 同書 一〇三頁。

(註四) 同書、 一〇五頁。

(註五) 同書、 一〇九頁。

(註六) 二五九頁。なおこの史料の年代は編者による推定である。 野村兼太郎編著『村明細帳の研究』昭和二十四年

(註七)・(註八) 共に品川町役場編『品川町史』下卷、 七年、 三七六頁。

(註九) 野村兼太郎編著、 前掲書二六四~二六七頁所收の同

第2表 武藏國荏原郡古市場村の農業生産物一覧 治7年 治 6 明 物 産 出量 産 格 途 出 量 (15石043 貢米 (28石757 自用費消 自 用 費 消 自 用 費 消 42石 8 118圓222 米 31石92 65石76 32石02 9石 5 226圓759 穗 岡 92圓080 5石 3 費費 436圓500 286石 用 大小 349石20 38石36 127圓867 29石 自 用 消 用 費 消 31圓967 12石 自 19石18 粟 自 用 費 消 50石 自用費消 185石 他 輸 出 37石 59圓367 35石62 黍 431 直 563 185石 138石10 豆 大 135石 13圓160 2石 1 費 豆 3石29 自 用 小 消 豆 35石 38石36 出 空 127圓867 5石 3 費 消 大 豆. 8石77 29圓233 自 用 角 種 107石41 111石 他 Ш 菜 671圓313 輸 芋 475荷 142圓500 250荷 Ж 里 Щ 4 蒡 550荷 他 輸 411荷 164圓440 他 輸 Щ 13石 3 菜 種 油

物書上帳」明治七年 なっている。 村「邨明細書上帳」明治六年 六年、戶數八〇、人口五〇〇人、 (一八七四) (一八七三)、及び 外寄留二戶、 より。 なおこの 人數八人と 「米雜穀産 村は明治

物が大豆、 荷する事を明記するものもある。 生産に占める比重は、明治初年の物産書上により漸く明らか 年間における岡穗・糯等の著しい相違は如何なる理由によるも のか判別し難い場合が多いが、 載は多く單に種類を示すのみで、 る作物種類は蔬菜類に多くを見出す事ができる。 彩も相當强い事は、貢租を含めた「自用費消」の生産額が全體 る。 事はこの村の近郊村としての性格を示しているものと考えられ 價格は、明治六年の場合、 られよう。 のか不明である。 し得る。勿論この數字もすべてそのまま信賴し得るか否かは大生産に占める比重は、明治初年の物産書上により漸く明らかに んでいた事が明らかであろう。 れないが、 いに疑問視せざるを得ない。第二表に示す産物をとつても、 右に示した若干の事例から判斷される限り、近郊農村におけ 畑作一般につ 勿論この村が多摩川河口近くの低濕地に位置するところか しかし、 菜種を中心とする江戸市場目當の商品生産は相當進 むしろ何れかの數字に誤りがあるものと考え いて、 一應「他輸出」なる言葉で示される販賣作 生産の好條件を備えて 一四二一圓、總額の五三%强である 牛蒡等の畑作物である事、その 中野村の例にみる如く江戸へ出 にも拘らず、 しかしそれらの村内の全農業 自家用か、販賣を目的とした その反面自給的色 いたとは考えら 村明細帳の記 醐

明治初期の物産書上をそのまま幕末の狀態と考える事は危険でこの種の史料から結論し得る部分は極めて限定されている。又 する他の史料を檢討する必要に迫られる。 にすぎないのであつて、 あろう。況んやここに示した事例は、近郊農村のごく一部の例 半ば近くを占めている事からも想像される。 從つて吾々はここで眼を轉じ、 是を以つて問題の解答とする事はでき より正確な斷定を可能に しかし、 總じて

要はできない。從つて實證せし、 事はできない。從つて實證せし、 あるが、是等はいずれも近郊農村とはいい難く、直接利用する あるが、是等はいずれも近郊農村とはいい難く、直接利用する の田畑仕附帳、武蔵國多摩郡犬目村野口家の金銭出納帳等が 家の田畑仕附帳、武蔵國多摩郡犬目村野口家の金銭出納帳等が の經營帳簿のみである事は已むを得ない。なお多數の同種史料臓國多摩郡下井草村(現在東京都杉並區下井草町附近)井口家 武巌國多摩郡上椚田村石川家の農事日誌、相模國中郡土澤村宮紹介されているこの種の史料の内、關東地方に屬するものは、 ないのである。 の埋藏が豫想されるのであるが、 第二の方法は、個々の農家の經營史料の利用であろう。 すべて今後に期待せねばなら 從來

金世 戶谷敏之者『近世農業經營史論』 一五七頁以下。

(註三) 同書、 一二七頁以下。

往三 ある。 同書、 四七 一頁以下。 なおこの例は明治四年以降で

に位置する四郊の農村である。 下井草村は江戸日本橋から四里、内藤新宿からは二里半餘り 井口家は幕末期にお いて同村の

都市近郊村の農業經營に關する一考察

が、金一兩=錢六貫五百文と假定し合計した指數を概數として兩替相場が不明なので夫々の比重を正確に知る事は で き な い物別に示したものである。當時のこの村における金・銀・錢の により、 薬等の燃料合計 年 農産物收入の比重をみればより明白であろう。第三表は文久四 めていた事は明らかである。この事情は金錢出入帳から同家の 農業經營にとつて大根、芋等の蔬菜類がかなり重要な位置を占 拂が記されているところから明らかである。 稻作三二、五日、麥作二一、五日、大根七、五日、 つの年季率公人の存在した事は、 黍·粟五日、 面積も明らかでない。まず慶應三年〈一八七〇〉の「萬覺帳」 日誌ではないので、綜合的な判斷はできないし、 だけの比重を占めているかを検出してみよう。 ここではこれらを通じて同家の農業經營に如何なる作物がどれ 誌等がある。 ける同家の經營帳簿としては、 (一八六四)の「金銭出入覺之帳」から農業による收入を作 五日となつている。 同年の日屈率公人の農業等働日數を作物別に示すと、 なおこの年の同家の收入はこの農業收入の他、 是等の諸史料は次節以下においても利用するが、 蕎麥四、五日、その他一般三二、五日、 村役人としての公的な史料の他、 勿論この日雇率公人以外に男女一人づ ならな 同年の金銭出納帳に給金の支 錢一二九貫七三〇文が記 しかし、 萬覺帳、 まとまつた農事 又同家の經營 **学一二日、** この家の

年版、三六七-經濟史研究會編 八頁の金銀銭比價變動表より。 『日本經濟史餅典』 卷 昭和二十

	舒	33表	下井草木	寸一農家の農産物	收入(文久4年	•)
品	•	名	敷 量	金	錢	指 數
		•	42俵	42兩	4/598文	54.4
	麥		9俵	6兩		7.6
蕎		麥	9 俵	6兩3分2朱	2/411文	9.2
	粟	•	8升		400文	
	餅	•		2朱		
浏.		豆		3雨 2朱	1/266文	4.2
茄		子		1分1朱	5×860文	1.5
4	夢	•		3分	2/072文	1.3
大		根		4兩1分3朱	8 / 343文	7,3
澤		庵		5雨2分1朱	420文	7.2
菜	1,50	種		1兩3分2朱	230文 .	2.6
	藍)		2兩 1朱		2.6
	栗				812文	-
不		明		1兩1分2朱	320文	1.7
合		計		74雨 2分	26 / 632文	100.0
<u> </u>			<u> </u>			

物種類をみれば米麥の他、 第三表は種々の興味深い史質を提供するものである。 大根がかなり多い事は、 加工品の澤 まず作

> が占めて 干の自作地と、小作米によるものであるから、 の飯米、 **豫想された蔬菜類は大根を除けばそれ程多いものではない。注** 庵を加えればその販賣額は總額の十五%近く、 目すべきはこの家にお おける比重はかなり高かつたのではなかろうか。 上は明白に稻作のために投ぜられているのであるから、經營に のは勿論である。しかし既に述べた如く、全日屈勞働の三割以 數字が直ちにこの家における稻作の程度を示すものとならない 年貢米を加えたものが米の總收得量であり、 いる事であろう。この四十二俵=約十七石以外に自家 いる事から明らかである。 いても依然として販賣額の半ば以上を米 又蕎麥も多 この表に示した 畑作の約三分の いが、 それは若 むしろ

農業經營を作物種類の上から特徴ずける事に重要な意味を見出 戸及び近在における地廻米穀問屋の存在とその活動は、その取 **菜等の畑作物の面のみでなく、** それが商品生産されていたとは簡単に斷定し得るものでは 品生産されているかであろう。 かつた事が推定されよう。この様に考えて來れば、 引が盛に行われた事を示 としての性格を强く持つているのではあるまいか。 す事は非常に困難であると斷定せざるを得ない。 「Hams しているかであろう。勿論德川時代の米一般についてい。問題は米を含めた全農業作物がそれぞれ如何なる程度に商しかしこの事は、近郊農村の特質を毫も否定するものではなおける以重にカナートナー しかし都市近郊においては、當然輸送上の便宜から單に疏 している。ここでは米穀の商品性は高 稻作についても生産は商品生産 稻作=貢米 近郊農村の たとえば江

近郊農村の經營上の特質は別の面で捉えらるべきであろう。 無理であろう。 飯米及び商品生産と言う概念規定は一律に當て 野村彙太郎著 たとい俗作であろうと、又畑作であろうと、 『徳川封建社會の研究』昭和十六年、 める事

三一頁以下參照

送に依存する西部では、 送の制約から水運の利用できる江戸北部及東部と、 型について断定する事は困難であろう。その中において、近郊 なかつた」とされている。從つて一既こ園食豊寸)当十三十八合する樣にその生活方針を決定し、農業を經營しなければなら合する樣にその生活方針を決定し、 あろう。 農村は比較的まとまつた一つの型を構成するものと 考 えら れ の力は殆んど決定的であり、 淆と言う概觀を述べられている。德川時代の農業における自然 な問題である事は今ここに繰返す必要はない。關東地方におい 金肥の使用は經營の貨幣經濟への捲き込まれる指標となる重要 入會地の利用形態を通して村落構造に結びつき、 農業經營における肥料の問題は、 標としての意味を示すにとどまらず、 三輪野附近にまで及んでいるのである。 **卽ち、都市における下肥の利用である。勿論この場合、運** 村明細帳の記載を通じて、 とされている。從つて一概に關東農村の肥料使用の 距離の上からその範圍は異つて來るで 「各小地域がその自然の狀況に適 野村教授は金肥・自給肥の混 ただ單にその技術的高低 刈敷等の自然肥料は採 専ら陸上運 又逆に所謂

都市近郊村の農業經營に關する一考察

利用 下總國葛飾郡行德市川新田等を舉げて居り、 多摩郡中野村、 下げの歎願書があるが、差出人は武藏下締一〇一六ヶ村惣 お寛政二年(一七九〇)武藏國豐嶋郡角筈村文書に「糞代 誌第三十 一件」と題する掃除(下肥汲取)代金の高騰に對する引き として武巌國葛飾郡金町村、 領家村、 された範圍を物語つている。 野村兼太郎「江戸の下肥取引について」三田學 村兼太郎編著『村明細帳の研究』八四頁。 在原郡居木橋村、 高圓寺村、橘樹郡宮村、 一〇四頁以下所收の文書参照。 矢口村、 上千葉村、 稻荷新田、樟村、 雪ヶ谷村、野澤村、 龜戶村、 下肥の取引・ 大谷田

しかし、 帳ものこの事を記載している例が多い。 前節で述べた蔬菜生産との相關々係は簡單には想定し得ない。 れば、 從つて、若し下肥の利用と言う事實を近郊農村の一特質とす 單にその生産が多肥的な技術的要求から來る結果のみでな 運送上の利便から來る事は當然である。 その範圍は非常に廣くなつてしまう。それ故この事と、 勿論最近郊の、 蔬菜供給地帶に最も多く利用された事 近郊農村の村明細

武臓國荏原郡八幡塚村の享和二年と推定される村明細帳は、 の村の肥料について次の如く記して いる。

更に多摩川を越えた橘樹郡六角橋村(現横濱市内) 肥廿五荷ツ 「田壹反ニ付〆粕壹石程、 も相用イ、 無左三而ハ作毛出來兼申 下肥四十荷程入申候、 甲候」、畑壹反ニ下 文政六年

三五

(一八二三)の村明細帳は、

「田畑肥之義へ磯草・下肥・糠・灰等相用申僝」(辿り) 北部の農村に限を轉ずれば、

遠距離に位置している事は下肥の利用と村落の位置との間の相 とあり、 關々係を示すに外ならない。 す事は甚だ危險であるが、是等の村々が江戸から前者に比して記載を全くしていないのである。僅かの村明細帳から決論を下 は埼玉郡江面村、寛政十年(一七九八)、多摩郡澤井村、寶曆五ている。この他肥料についての記載のある村明細帳は武巌國で 村元文二年(一七三七)に「田畠肥之儀ハ干魚、 (一七八六) 等がみられるが、是等はいずれも下肥についての (一八〇四)、足立郡染谷村、元文二年(一七三七)、中(一七五五)、寛政十一年(一七九九)、同郡宮村、は埼玉郡江面村、寛政十年(一七九八)、多摩郡澤井は、は埼玉郡江面村、寛政十年(一七九八)、多摩郡澤井 記している。 大體この附近まで下肥の利用が行われていた事を示し 元文二年 (一七三七)、 **一魚、下肥用申婦** 武蔵國葛飾郡藤 享和四年 天明六年

(註一) 野村兼太郎編著『村明細帳の研究』二五九頁

盆二 同書、 二九〇頁。

(註三) 同書、 三二九頁。

(註四) 同書、 一八三頁。

(註五) 同書、 三四三、三五〇頁。

(註六) 三六六頁。

(註七) 同書、 三八〇、 三八六頁。

七九九) の例は次の如くである。 近傍の村を見よう。多摩郡中野村の寛政十一年

> 肥し田方は(下菡 申候 畑方は (下菡 下菡 恢 豆腐粕 肴の腸 泊 粕 米糠 小麥糠 なお同書には下菌 馬糞) 英)此品重

ら誤記であると思われる。 加藤盛慶著『中野町史』 糠=糖となつているがこれでは意味をなさない≪盛慶著『中野町史』一○九頁。なお同書には下

みでなく、 事情が支配的に續く限り、干鰯の如く、通例の農村では全然自 謂自給肥料であつた事は當然考えられる。又或る部分は無價物 肥は肥料一般として如何なる意味を有するか。その一部分は所 下肥の利用が見られる事を知り得た。但し、 給し得ぬ金肥とは異つている。しかしこの様な事情は決してそ 少の蔬菜等と交換される場合もあつた。 として、單に運搬勞働のみで收得する場合も考えられるし、 べた蔬菜生産とは必ずしも關係を有するものではない。灿作の を取引關係の史料を通じて追究してみよう。 のままとどまる事なく徐々に變化して行つた。こう言つた問題 以上の如く、 **稻作にも利用されているのである。ところでこの下** 村明細帳の記載を通じて、 從つて少くもこの様な 江戸に近付くにつ この事と前節で述 僅

であり、今ここで詳論する餘裕もない。當初においてはむしろ「龍)への見るのものに關しては旣に野村教授の紹介される處下肥の取引そのものに關しては旣に野村教授の紹介される處 都市衞生上、 えられるが、 この取引は農民にとつて有利ではなかつたかと考 一般農作物に肥料として用いられ、 又取引の當事者たる農民と家主又は差配人 需要が増大す

れる様になる。 間に權利關係を生じ、 更にはそれが株となつて賣買さえも

第三十四卷第十一號九九頁以下。 野村兼太郎「江戸の下肥取引について」三田學會雑誌

關係を種々示すものとして興味深い。 次に示す史料は武巌國豐嶋郡角筈村の文書であるがこの様な

差上申規定證文之事

- 之趣左之通御座い 之旨御吟味之趣承知得心仕い間、 御年貢納方も捗取い道理ニ付、 成下度旨奉願上い處、 (不) (中糞代金直:相成諸作物直段配代迄引合不申、 相成い儀二有之、 夫二准畑作物直段ニも響き、 右者對之儀ニ付御觸流之義も不容易筋 延享寬延年中之振合二姓代金引下力 右代金引下い様一統相觸流被 此度領人村人取締申合規定 百姓相續致安ク自然與
- 之品物差出し掃除仕來りい茂有之區々二御座い間、 下掃除代金之儀、御屋敷様方ノ内先年者廿兩位差出シい場所 方之義相對致い様可取計事 保年中な之引付代金ニて掃除致、 所當時三四拾兩二相成い分も有之、 當時金六七拾兩三相成いも有之、 成い場所之分、延享寬延年中之振合を目當二致、 或者御由緒有之無代三而儘 町方の義も先年者拾兩之場 又者御屋敷方町方共ニ享 右高直
- 々な掃除仕來りいもの有之場所を、 都市近郊村の農業經營に關する一考察 他村な糶落い儀決而致

之もの 右錢者一件入用二遣拂可申事 間敷、若心得違糶落い者有之いハン、 へ差戾シ、其上過怠として錢五貫文糶い者より差出 其村役人江縣合先掃除 ·난

與相對ニ而讓渡等之義ハ格別之事 御屋敷様方由緒有之旨を以掃除人御引替被成い類、 義被仰聞い共御斷申上、 月迄之分ハ其通ニ致置、 新規之者引請い義無之積、勿仕來人十一月中右一件相願申上いら右躰之 去酉年十

附町方之儀も右准家主好身有之い共新規引請之義者堅致間 是又仕來人與相對ニて讓渡等之義ハ勝手次第仕い積之

掃除之もの不調法之筋有之い敗、又者背御意い類有之い節者、 樣可取計事 其段其村役人江御通達被下次第早速掃除人引替、 御差支無之

但町方迚も右ニ准い事

來い處、 隨ひ壹分二付三駄牛ゟ五駄位迄ニ賣捌い様可致い事 其間ニへ壹艘代金貮分貳朱位ニ賣捌、陸附之分茂道法遠近ニ 御屋敷樣方之內御由緒有之、 三分ゟ壹兩位迄、麥作仕入之節同壹艘貳分貮朱ゟ三分 代金餘度差出高直ニ當い分も、 以來者船路遠近ニ隨ひ、 聊之納物にて被下置い分、 賣買直者無差別高直 田方仕入之糞壹艘二 三取引致 付代金 位 叉者 =

右申合之趣を以御屋敷様並ニ町方共相對可仕い、 御屋敷様な六ヶ敷い得者何ヶ度も相掛合對談相調 い 方掃除代金者家主所得ニ相成い趣相聞 尤御屋敷樣 様可 對談も 仕

支い様成義決而致申間敷い事日敷二三十日も掃除相休可申い、勿論諸向共手段を以掃除差に、若家主共我意申張相談致棄い義も有之いハム、一統申合

重三取計可申い、仍差上申規定證文如件度相守可申い、若作法を創いもの有之いへ、其時宜敷ニ隨ひ嚴文差上申い段難有奉存い、然ル上者右規定之趣永年無違失樣急と申所相違無御座い、全夕舊冬奉願い以來度々受御吟味御威光上申所相違無御座い、全夕舊冬奉願い以來度々受御吟味御威光

年號月日

誰知行所

何國何郡何領

何村 誰

₽II-

從差不月

と價格統一を行わんとしているのは注目すべきである。勿論こる。これによれば當時下肥の取引直段は武家屋敷の金六拾兩(一年間か)から享保年中の引付直段を續けているもの、或いは無年間か)から享保年中の引付直段を續けているもの、或いは無害に對するものであるからその直後ではなかつたかと推測される。これによれば當時下肥の取引直段は武家屋敷の金六拾兩(一書に對するものであるからその直後ではなかつたかと推測され書に對するものであるからその直後ではなかつたかと推測される。の議定書は寬政二年(一七九〇)十二月の代金引下の歎願

限を擧げている事からも推測される。

「健を擧げている事からも推測される。

「として質値を持ち、市場價格の成立を見るに至つた様になつた事を意味するものである。價格の騰貴は蔬菜等を中心となつた事を意味するものである。價格の騰貴は蔬菜等を中心となった事を意味するものである。價格の騰貴は蔬菜等を中心となった事を意味するものである。價格の騰貴は蔬菜等を中心となった事を意味するものである。價格の騰貴は蔬菜等を中心となった事を意味するものである。價格の廣貴は蔬菜等を中心となった事を意味する場合によっては値上げになるが直が直が直が直が直が表する。

(註) 右の議定が取替された直後と考えられるが、寛政三年の月の角筈村文書「下掃除直段引下ケ方小前帳」はこの村の者が當時掃除を行つていた取引關係を調べている。これにより議定の實施が決して圓滑に行かなかつた事、及び取により議定の實施が決して圓滑に行かなかつた事、及び取に示す。

る農業經營の特殊性を喪失させた事にもなる。の様な購入肥料への轉化は、或る意味で近郊村の肥料面におけではなく、從來の「由緖」による例外は多かつたとは言え、こ性格を變えて來た。勿論その市場價格は完全に形成されたわけ

十荷、畑一反につき下肥二十五荷となつて居り、一方價格の方れるのみである。それによれば田一反につき〆粕一石、下肥四の必要肥料の數量は、前搨の享和年間の八幡塚村朗細帳に示さではこの下肥の價格は反當何程を要したのであろうか。反當

₩	
À	
蝦	4
~	
Щ,	
淝	
角鄉村	- 5
છં	
ト間皮の	
罚	
庻	:
ФI	
_	
く対対	
契	
ယ်	
用	
_	

0.40		16兩 3分 2朱	684	10 ,所		10 人	1
0.45	一向引下申さず・	1兩 2朱	40	帝 遙 様	拔	(13年前より)	銀右縮門
0.20	延歩年中の51時代金	18	20	等 八 等	河域	(20年前より)	火柏缩咒
0.44	画上	1 兩	36	一 町 家主市右總門	坂中	(3年約より)	介析總記
0.29	過 て 明 下	35	42	鬥	极中	(3年前より)	小 析 缩 門
0.37	一回引下申さず	1兩1分2朱	60	丁目 家主		(20年前より)	樹 十 駅
0.50	lr	1兩2分	***	力軒門≪主樹右衛	古ヶ谷	(10年前より)	金左貓門
0.40	lr	3 分	80	子忍町 家主 吉五郎	II 沙谷	(15年前ょり)	技 占: 籍門
0.33	l F	1兩1分	60	피	 	(5年樹ょり)	胡布緒門
0.39	П Н	3分2朱	36	4片町 家主 五兵總	四沙谷	(7年前ょり)	七郎左衛門
0.41朱	追て引下	8 潮	312駄		常田	(4年前より)	次郎左艦門
一肽値段	取 引 內 答	金額	数量	除先	梅	除人	华

る。 の肥料 るが 展したと言われる近畿綿作地帶においても、 その額は相當高いものと言わねばならない。 から購入する値段か、それとも業者から購入するのか不明であ これは果して農民自身が自己の勞働力によつて運般をし、 は寛政當時一艘=五十荷が金二分二朱乃至一兩である。 反につき下肥金二分乃至三分、 田にはこの他〆粕が用いられるがこの價格は不明である。 、少くも反當この程度の肥料購入を必要とするのであつて、 (鰊〆粕)は寶曆・天保初年において銀五十五匁以下で 畑一分二朱乃至二分程度とな 綿作に要する反當 商品生産の最も發 即ち田 江戶

を繰返しているのである。ののである。では、ているのである。それは、この價格引下げをめぐつて町方との間に屢々交渉あるが、下肥の利用は決して安價ではなかつたのではあるまいめ、又關東における事例は、胃頭に示した練馬附近農家の事(詳)

- 和二十九年、二〇六頁所收の表より。(註一) 古島敏雄・永原慶二著『商品生産と寄生地主制』昭
- (計二) 戸谷敏之著『徳川時代に於ける農業經營の諸類型』

三九(二二七)

都市近郊村の農業經營に開する一考察・

となり、 料代としての收入は、金錢出納帳に出て來ないから確實とは言 地へ投ぜられるとすれば、前記八幡塚村の田一反につき四十荷、 入より推測し得る。從つて若しこの一二〇〇荷のすべてが自作 それが決して大きくなかつた事は前節で示した第三表の農業收 である。この家の自作經營面積は全く知り得ないのであるが、 搬日敷は年二八五日に達し、 を運搬している。慶應二年(一八六六)の例をとれば、下肥運 丁目、平河町、及び江戸城西丸馬厩でこの他辻馬糞及獸店の糞家の掃除場所はこの年代(慶應二~三年)を通じて江戸麴町六 行われ得ない處では非常な負擔となつた事は容易に想像し得る 畑二十五荷と言う施肥量を當てはめると、その面積は四町前後 の數量は合計二九一・五駄=約一二〇〇荷であり、かなり多量 **體を推量する事は困難であるが、内容を檢討してみよう。** んど不可能であつた事を意味している。この面からも自己の小 つた餘力を持たぬ小農民にとつては、 も一人の恵業勞働力と荷車を必要としている事は、 えない。しかしこの下肥を自分で運搬する場合、 しても投ぜられたものと考えた方が穩當である。しかし特に肥 江戸西郊の多摩郡下井草村文書に、名主井口家の掃除日記が である。 頁以下の關東地方における農家の收支計算例より 年代が幕末の數年間にすぎないのでこれのみを以つて全 聊か過大に失する。 この井口家の場合、 むしろ自作地以外の、 一年の約八割に及んでいる。又そ これだけの下肥運搬に、 自力で運搬を行う事は殆 河川の利用が 逆にこう言 小作地に對 少くと この

> 納得し得るであろう。 きな比重を占めているものも、その數字の正確性は別としても、 である。第一表に示した一農家の收支計算例中、 作人に對する下肥の供給を地主が行つた事は十 又更には轉賣し、 下肥供給業者の發生を見る事もあつ 分考えら 肥料運賃が大 たの

し得ず、 办。 る第三者に相當の金額が支拂われている事を意味する。 るとすれば家主へ直接支拂われる分以外に、 の事を指す 以外に下肥代の支出があつたものと理解するのは不當であろう 記載があるのは、掃除地域の家主に支拂れた前記金十一兩三分 位置不明=引用者)定七ゟ買申候 金貳拾五兩貳分也」と言う 背景を考えればそのまま受取り難いものがある。 の角筈村の場合と大差ない。 あるとすれば一駄約〇・六朱となり、 られる。若しこれがこの年の下肥三〇〇駄弱に對する全代金で 金三分が 西丸御厩へ支拂われ ている が、是は當然掃除代 とみ 六丁目の家主佐吉と、平川町の家主新兵衞へ支拂われ、又別に **應二年の金錢出納帳中にある下掃除代金は十一兩が、江戸麴町** ではこの下肥にはどれだけの金額が支拂われているのか。慶 九月五日の金錢出納の記載には何等是に類するものを見出 九月のところに **叉同月九日に金二十三雨で馬を買つて居り、** のかも知れないが、若し二十五兩二分が下肥代であ 「慶應貮年寅九月五日 この事は幕末における物價騰貴の 第四表に掲げた寛政年間 仲介業者と目され ねつは村 同年の掃除日 或い (現在 はと

何れにせよ、幕末においては、下肥は完全に購入肥料となつ

末の近郊農村においては、下肥は干鰯・油粕等々と實質的には に比すればそれだけ自給的色彩は薄いと言わねばならない。 **兩三朱の支出をしている。** 及び糠(是は飼料や漬物用にも利用されたであろう)に二十二 二年の井口家金銭出納帳は、この他に灰一俵、錢二貫六百文、 品生産への依存は更に强く要求される事となつた。 同種の金肥と見做さるべきであろう。それ故、 郊農村たる事は肥料入手の上で決して有利であつたとは考えら なくなる。更に又、購入肥料は單に下肥のみではない。慶應 いるのである。 農業經營費中に示される比重はかなり高い しかも、 從つて採草地や採藻地を有する農村 この他運搬費を考慮に入れれば、 この面からの商 のとなっ 幕

四 勞賃及び其他の條件

間餘業の例にも見られる如く、隣接農村の場合には都市産業へけざるを得ない。村明細帳を通じて伊勢の一地方都市周邊の農 都市の手工業の賃仕事に對する雇傭等で それ自體における屈傭、運輸交通等の勞働部門への履傭、及び の依存度はかなり强い。江戸はどちらかと言えば消費都市であ ける大都市 對する人口の集中をもたらし、逆に農村においては勞働人口 般的に見られる如くである。 對的な減少のため、人口及び生産力の停滯を見せていた事は 都市は農村に比し就業の機會が多く、 手工業等に對する雇傭は少かつたとみられるが、當時にお として農村勞働力に對する大きな吸引力を持つて この場合、 村においては勞働人口の、商工業の發達は都市に その影響を最も强く受 近郊農村は、 都市

> たので ある。

域と明らかに區別されている。 學會雜誌第四十七卷第五號七四頁以下。 る村の作間稼は日雇稼、糸繰、 拙稿「村明細帳を通じてみた伊勢の農村と都市」三田 木綿織等が見られ、他の地 四日市宿に隣接す

き興味深い記載がみられるのである。の變化ば徐々に進んでいた。近郊農村の村明細帳にも、次の如 成立は見られたわけではなく、 高騰せしめたのである。無論、 にも制限が加えられているのは當然であるが、この樣な方向 えたものと考えられる。 この様な事情は近郊農村の農業經營にかなり大きな影響を興 即ち農業勞働力の不足は、 從つてこの様な需給關係の作用 當時においては未だ勞動市 當然賃銀を 場の

「一近來ハ百姓奉公人殊之外拂底ニ付、 奉公人給金高直シ故、 耕地之稼ニ而ハ引足不申候、 ハ取續兼、 難義仕候」 年肥之代引負二龍成、 依之近頃ハ大高所持仕候百姓 給金至而高直二相成、 農業渡世斗

百姓に痛く響いている事を示す點で重要である。 たと言う事實と、その影響が特に雇傭勞働力に依存する大高持 農村の代表となすのは餘りに危險であるが、 あり、特殊な條件にあるため、この記載ただ一例を以つて近郊 推定される村明細帳に見られる。この村が東海道六鄕渡船場で この記載は武駿國荏原郡八幡塚村の享和二年(一八〇二) 給金の高額であつ

『村明細帳の研究』二六〇頁。

市近郊村の農業經營に關す

る 一

題は經營史研究の上に甚だ重要な分野の一つと考えられるの ついて検出した上でなければ比較算定は不可能である。この問 **薄等の實例を得ねばならない。それを一般の農村と近郊農村に** 解答は残念ながら今直ちに示す事は不可能の樣である。 おける率公人給料は、その條件により甚だし 的な數字を得るためには成る可く多くの奉公人請狀、 後日稿を改めて検討する事にしたい。 は一體一般農村と比べてどの程度の差があつたの 經營帳 農村に り、平

ある。 の比率を求めんとしたものである。 治郎、 持する生活費に當てられ、 右の記載から、この年同家から給金を受ける率公人は由五郎 六四) 第五表は、 次頁にこの分の明細を示した。 残りの生産費 尤もこの内には家事使用人も含まれて おいきの三人で、それぞれ五兩一分、三兩三分二朱と 金銭出納帳から、 第三表と同じく、 中最大の項目を占めるのはこの率公人給金で 同家の農業經營における率公人給金 かなりの生活水準を物語つて 下井草村井口家の文久四年 支出の約三分の二は家庭を この外日雇手間賃 いるか も知れな いる

牕四年「萬覺帳」に率公人權兵衞に對し大麥一俵が與えられて には翌年分の前貸しも含まれ、 等はこの年に實際に支拂われた金額とみるべきであり、その内 として二兩三朱と一貫五百文が敷度に亙り支出されている。是 餞二百文、壹兩が支拂われている事を知る。 從つてこれらの諸事情が明らかにな 又現物の給付もあつた事は、 慶

		û	錢	指 數
收	合 計	100兩 3分 1 朱	156/362文	282
入	農 業 燃 料	74兩2分 26兩1分1朱	26×632文 129×730文	175 107
	合 計	88雨 3分 1 朱	315/582文	306
支	生 活 費	47雨1分2朱	295/317文	206
	農業・燃料生産費	41兩1分1朱	20/265文	100
Щ	內 內	9 兩 14兩 2分 3 朱 1 兩 5 兩 1 分 2 朱 10兩 2分 2 朱 3 分	5 × 400文 1 × 160文 360文 3 × 786文 1 × 608文 2 × 048文 5 × 903文	20.0 35.1 3.5 12.4 24.4 3.5

(三月)十一日 (四月)十一日 (二月)廿五日 (七月)六日 (五月)十四日 (三月)五日 (三月)四日 六月)九日 外金壹分 金貮分 金頂兩 金壹兩 金三分 金壹兩 金貮兩貮分 金壹分爪朱 金貮分三朱卜 金貮分卜二百文 金貮分 かし 月)廿日 **壹メ七百文** 小金井留吉手ま代 治郎吉手ま代渡ス 猶治給金かし 三河や拂とも 仕着せ物之代 同人遣ス 直治郎給金 由五郎給金 直次郎給金 おいき給金 治郎吉手ま I 五 郎 給 同 (十月)十九日 (十月)八日 (八月)十三日 (七月)十三日 (十二月)十二日 (七月)九日 (十二月)七日 六百文 三百文 金壹兩也 金三朱 五百女 三百文 百 金壹兩ト 金壹兩三分 金貮分三朱卜 壹〆五百文 二百文 まま伐代 權右衞門日雇代 傳右衞門日雇代 長福右衛門渡ス 右衞門日屆代 手ま三人 丑給金分 直灰郎か そ 由五郎給金 口(虫金) ん日雇代 おせき 金

る。

計全體としての餘剩の有無、

その金額については一切不明であ

疑問であるし、又支出についても年貫負擔の記載がないので家 るが、收入が果してここに示された金額のみであるのか否かは 率が大きい事を示すにとどめる。又、若干附言すれば、この年

ただ一農家の經營にとつて、

は與えられない。

又幕末の變動期の事であるから、

ここからは問題の解答

給金の占める比

率公人一人當りの賃銀がどれ程であつたかは不明で

のこの家の收支計算は不足分を生じているが、これは生活費中

餞二十貫の婚禮費用が含まれて居る事によつてい

に金十二兩、

謂商業的農業への移行は、

も同様である。

肥料の金肥への移行や、

て示されている以上に質證し得なかつた。

小作料・土地價格につ

いても、

既に村明細帳等の記載を通じ

れている舊來の村落社會の諸關係を解體させ、近郊農村ではそ

たとえば入會採草地利用などに示さ

總じて自給農業から所 社會的慣行について

も、それが解體して行くのは遙か後の事であつた。して完全に行われたわけではない。例えばユヒの慣行についてれはより早く現われる事は十分考え得る。しかしこの變化は決

都市近郊村の農業經管に關する一考察

ゼアム彙報第五、

昭和十年、

七二頁以下。

高橋文太郎著『武藏保谷村郷土資料』アチッ

ŋ ₹ ' л.

以上第一節に擧げた五つの問題點の内、 んど解答は與えられなかつたし、 叉 前の二點についても決い、後の三點については

四三

形態が見出されるものと考えられる。 るまいか。そしてこの様な特質が經營の條件として存在すると 料及び土地價格、 であろう。問題はむしろ本稿では解明し得なかつた勞賃、小作 たより廣い範圍の農村地帶の特質として捉えるべき性質のもの郊農村の桟質を考えるとごオレー・ユーニー につい の内に解消されて行つた事である。從つて若し經營の上から近 ない。第二の肥料の點については、下肥の商品化に伴い、この 所在は一應示し得たと思う。 面での近郊農村の特殊性は、金肥に全面的に依存する農村一般 この場合、 を含めた全農作物の商品化の上に求めらるべきである事。 ついての學問的な内容規定も、 出され、又資本蓄積や、農民層分解の上にも一般とは違つた れば、そこには「近郊農村」としての、他とは異つた經營が 農村の特質を考えるとすれば、これらの二點は、それを含め 經營の特質はこの様な作物種類の上にではなく、 綿作等の工業原料生産の場合とは區別されねばなら 今直ちに結論する事は不可能である。 社會的慣行における特質に存在するのではあ 消費物資の生産はかなりの程度に進んでい 即ち、 從つて近郊農村の農業經營全體 第一の作物種類の點につ 時代の しかし問題 それら 但し

> 近世村落形成期における と入會

武巌國多摩郡連光寺村の場合

家の構造 經濟構造

四三 入會野 新田畑の開發

野論、

野錢、野札

百姓林

村法

Ŧi.

はしがき

高」に表現される所の耕地と人の結合、 幕藩體制下に於ける封建領王の領有は「 即ち生産手段と勞働力 村」を單位として「村

紙を缺くが百姓の持高合計は石見檢地の高に等しい。卽ち一且 はれる二册の名寄帳があるが、前者は「惣地下中高帳」と書か **檢見による不農引を除いた残高に對して五ツ位の兎となる。** 寛 で非常な高率に見えるが、質質的には石見檢地による村高から 民の間には直接に支配關係が結ばれるのではなく、 定められた村高に對して名寄帳登載の農民は村高の分割分所有 を定めた。天領の時代と戸田氏入部に際して作成せられたと思 餘の村高の村として徳川氏から戸田氏に對して朱印狀が與へら 永十九年に戸田氏の領有する所となるが、その際にも一一八石 貢割付は太閤檢地による村高にかけられてゐる。覓は九ッ八分 地が行はれて三四〇石餘となるが、天領であつた元和年間の年 高が定められ、更に慶長十六年には大久保石見守による德川檢美濃國本巢郡神海村の場合、太閤檢地によつて一一八石餘の村 領主の領有する生産力の一要素として、生産力を量的に表現す れてゐる。戸田氏は正保四年に檢地を行ひ、四六〇石餘の內高 に齎らされた生産力の量的表現の總和として村高が定められる の結合に基く生産力の成果を收取する事にある。 **極見取が行はれてゐる時期に於いても事情は變らない。例へば** 「村高」の分割分である「持高」を媒介に封建領主と關係す 定発制が施行されてゐる時にもつともはつきり現れるが、 勿論最初は檢地によつて一筆一筆の耕地と人との結合關係 一旦定められた村高はその村の生産力表現として 固 定す 地下=百姓の持高合計は太閤検地の高に等しく、 封建領主と農 農民は封建 後者は表

> によつて調整されてゐるのである。 現實の生産力との乖離は檢見並に免の掛ケ方

迄もない。それは村の構成員にとつては生活の場を同じくする 異なつた意味を持つてゐる。 體であり、 即ち「村」は封建的支配構造の面から見れば、 生産力の收取の場であり、封建支配者の行政の一單位である。 場合の區別であつて、以下の叙述に於いて兩者を一體として扱 政村落」と「生活村落」の區別は村の機能を夫々の面から見た 性格と機能を有するものとして把えられるだらうか。近世の村 此の様な面で把えられる「村」を假に「行政村落」と呼ばう。 の機能を通して作成せられた史料が大部分と云ふ事になる。 役人である名主組頭であるのが普通であり、 する時には代辯者が必要であり、代辯者は概ね「行政村落」 ての「生活村落」が對内的にも對外的にも意思を表現しようと が劃然として區別されて現はれるものではなく、 の面と區別するために、假りに「生活村落」と名づけよう。 ものゝ結合體であり、 して把えられるが、村に生活する者の側から見る時、 ふ場合には單に「村」又は近世村落としておいた。史料に兩者 **し乍ら吾々はそうした史料の中から近世農民の生活の場とし** かくの如く封建領主にとつて「村」は「村高」に表示される 一定の地域の上に一定の人間集團が構成してゐる特定の結合 大部分が農業生産を主たる産業としていた事は云ふ ゐる。「村」が持つ「行政村落」として「行政村落」として把えられるものとは いはゞ「行政村落」 「行政村落」と 人間集團とし 如何なる 0